

〔便所〕（だれでもトイレ）

不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。

（1）出入口

- ① だれでもトイレの出入口の有効幅は、85 cm以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、80 cm以上とすることができる。
- ② 出入口には、戸を設けない方が望ましい。戸を設ける場合は、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

（2）便房の戸

戸の構造は、(a)自動式引き戸、(b)手動式引き戸の順が望ましい。便房の戸を内開き戸とすることは、車いすが入室した後のドア閉めが困難であり、かつ便房内で転倒した場合、体や車いすが妨げとなって戸が開かず、救出しにくいので避けること。

（3）便房の大きさ

- ① 車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。原則として、概ね内法200cm×200cm以上で、直径150cm以上の円程度が内接できるものとする。
- ② 車いすから便座への移乗は、車いすの側面（障害にもよるが一般的にこの方法が最も容易）または前方からなされるため、便器の前方および側面に車いすを寄り付け、便器へ移乗するために必要なスペースを適切に設けるとともに、便器の両側には手すりを付けること。
- ③ 衛生機器等は、直径150cmの円程度が内接できる空間を避け、車いす使用者が利用しやすい位置に配置すること。

- ④ 内法 200cm×200cm以上のスペースが確保できない場合には、次善の策として、車いすの斜め前方からのアプローチを可能にするための大きさとして、内法で150cm×200cm程度の便房を確保すること。

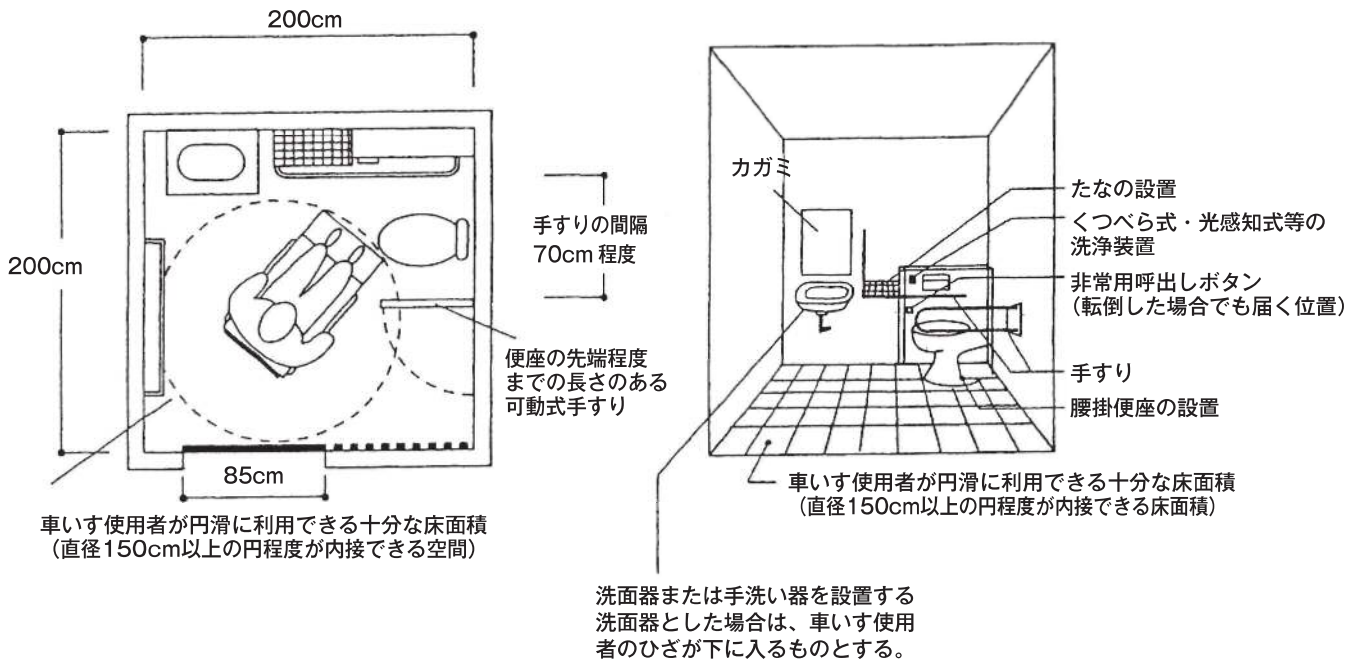
(4) 便房内の設備

- ① 腰掛け便座、手すり等を適切に配置すること。
- ② 手すりは、便器の両側の利用しやすい位置に、垂直、水平に設けること。また、車いすを便器と平行に寄り付けて介助する場合等に配慮し、150cm×200cm以上の大きさの便房においては、片方の手すりは可動式とすること。
- ③ 水平手すりの高さは、車いすのアームレストと同程度（65～70 cm）とすること。
- ④ 洗面器は、便器の前方および側面に車いすを寄り付け、便器に移乗するために必要なスペースを確保して設置すること。また、便房内に十分なスペースが確保されない場合には、小さな洗面器または手洗器を設置することができる。洗面器の手すりは、スペースに余裕がある場合にのみ設置し、車いす使用者の洗面器の利用にも配慮すること。
- ⑤ 照明スイッチ、扉の開閉ボタン、扉の取っ手は、車いすでの利用を考慮し、操作しやすい位置に設けること。
- ⑥ 洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用呼び出しボタンその他は、便器に腰掛けたまま容易に利用できる位置に設け、分かりやすく、操作しやすい形状のものとすること。
- ⑦ 使用中の表示は、施錠と連動させ、目につきやすい位置に設けること。

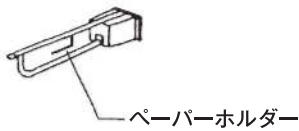
- ⑧ 手荷物棚またはフックを設置すること。
- ⑨ フラッシュバルブは、足踏式（車いすでも踏めるもの）、センサー式、くつべら式、ボタン式など操作が容易なものとする。
- (5) 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。
- (6) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (7) 一般の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
- (8) 入口付近には、車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等だれもが利用できる旨を表示すること。
- (9) 子育て支援環境を整備（ベビーチェア・ベビーベッド）する場合は、次に定める構造とすること。
 - ① ベビーチェア等乳幼児を座らせることができる設備を設けること。
 - ② ベビーベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けること。ただし、他におむつ替えができる場所を設ける場合は、この限りでない。

《 参 考 図 》

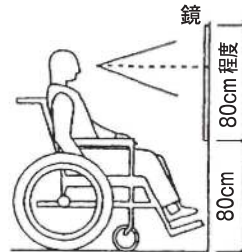
【図 7.1】 便房内の各備品配列例（200cm×200cm の場合）



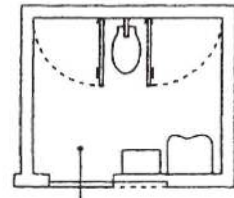
【図 7.2】 手すり兼用のペーパーホルダーの例



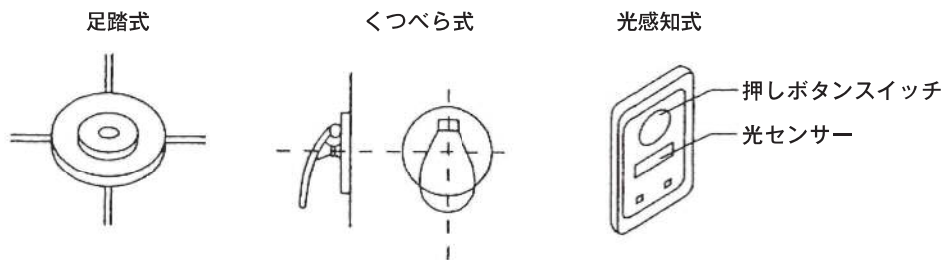
【図 7.3】 便房内の身づくり用鏡の高さの例



【図 7.4】 左右どちら側からでも車いすがアプローチできるよう配慮された例



【図 7.5】 フラッシュバルブの例



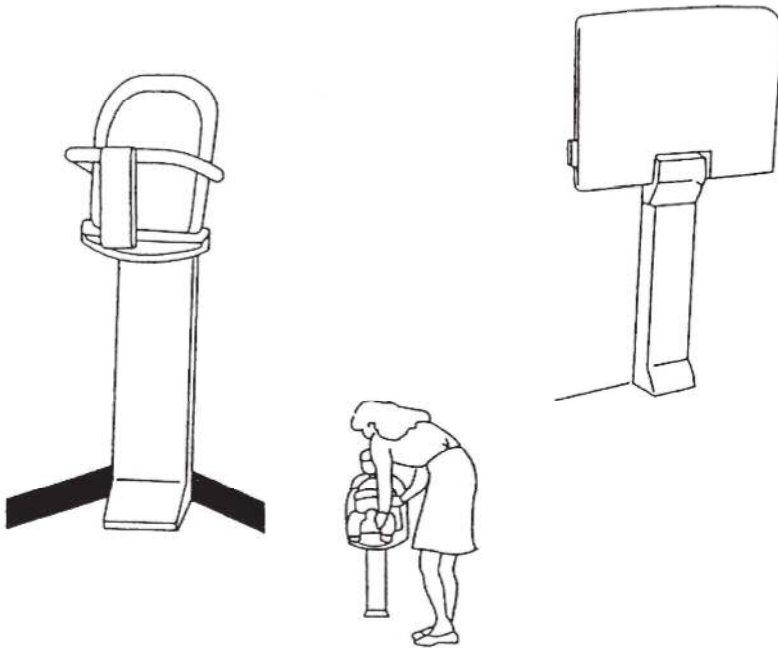
【図 7.6】 案内表示の例



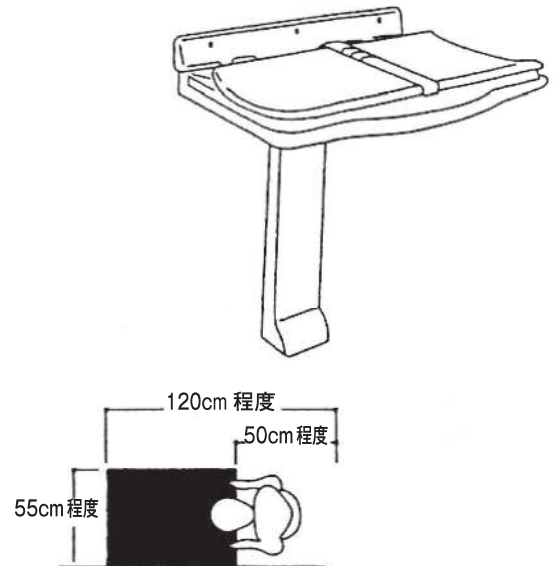
高齢者や妊産婦、乳幼児を連れた人など障害者以外の人も利用できる旨を表示する。

《 参 考 図 》

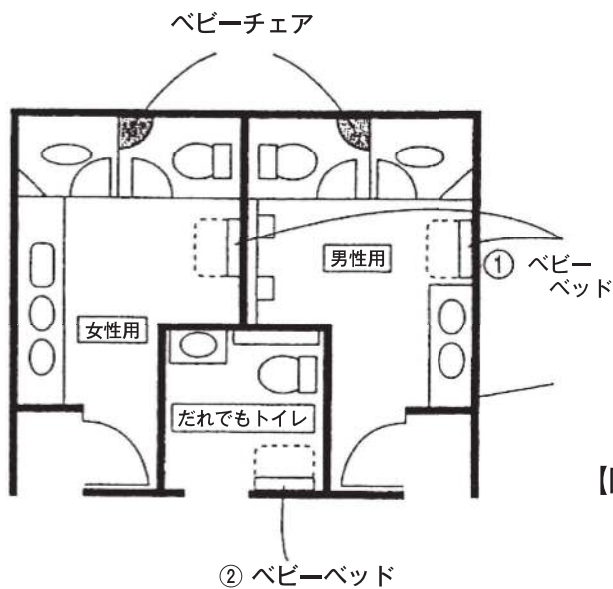
【図 7.7】 ベビーチェアの例



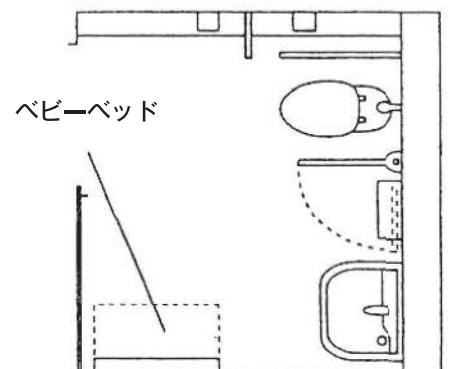
【図 7.8】 ベビーベッドの例



【図 7.9】 ベビーチェア・ベビーベッドのレイアウト例



【図 7.10】 だれでもトイレに設ける場合の例

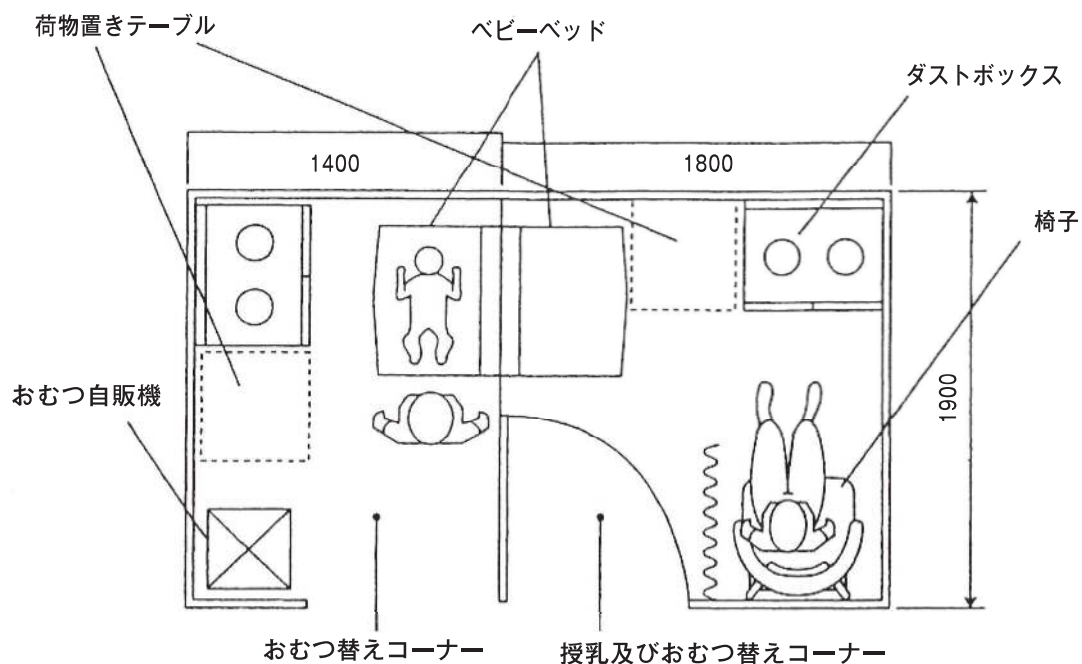


① ベビーベッドを便房外に設ける場合
便所の混み具合に左右されずに、ベビー
ベッドを使用することができるため、乳
幼児を連れた者の利用が特に多い施設に
ついては有効である。

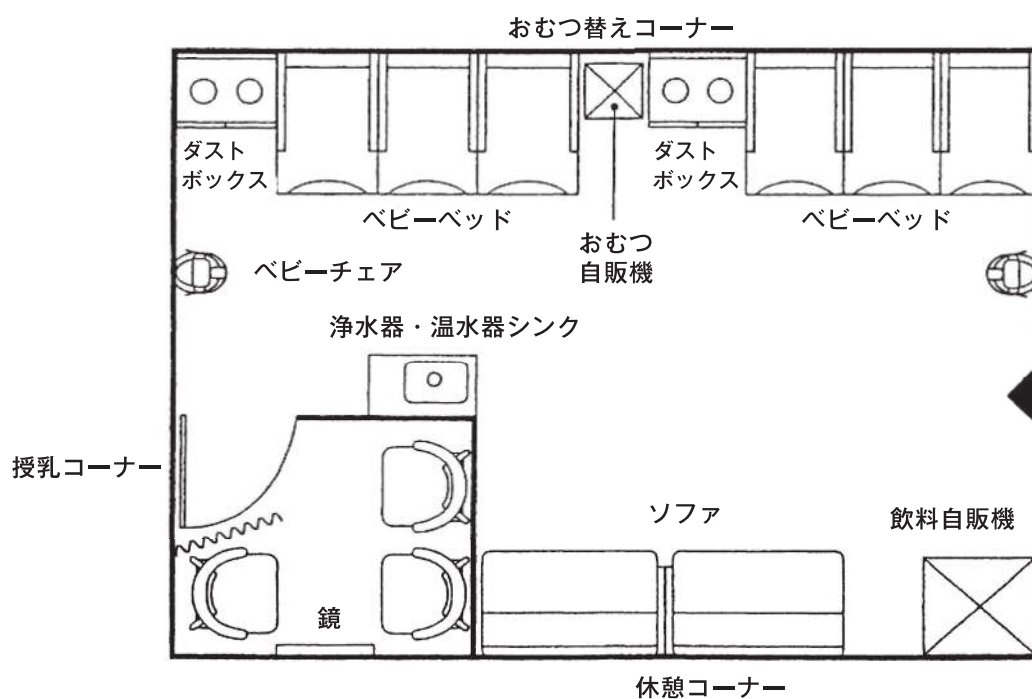
② ベビーベッドを便房（だれでも
トイレ）内に設けた例
ベビーカーごと中に入ることができ、ま
だベビーチェアに座らせることのできな
い乳児を連れた者の利用に有効である。

《 参 考 図 》

【図 7.11】 授乳及びおむつ替えの場所の例（独立した部屋が設けられない場合）



【図 7.12】 授乳及びおむつ替えの場所の例（独立した部屋の場合）



【図 7.13】 案内表示の例



〔便所〕（一般用）

不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、1 以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1 以上）を次に定める構造とすること。

（1）床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。

（2）床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

（3）大便器は、1 以上を腰掛け式とすること。

（4）手すり

① 腰掛け式とした大便器および小便器の1 以上に、それぞれ手すりを設けること。

② 手すりのつかみやすい位置は個人差があるので、できるだけ長いものを付けること。

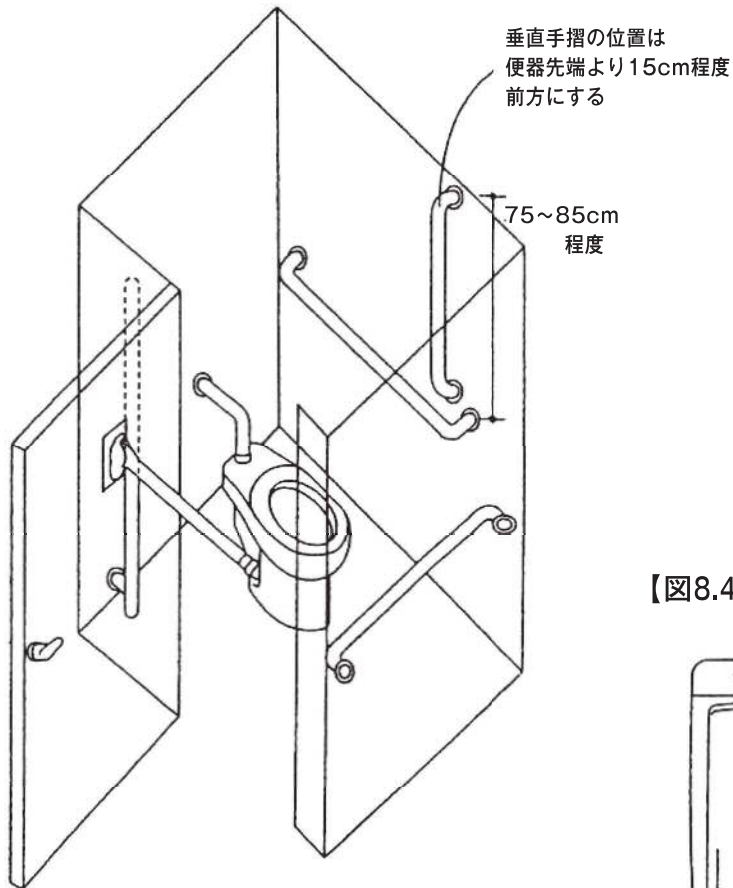
③ 小便器の手すりは、胸を支点にして寄りかかりながら用を足すためのものである。この場合は、腰を後ろに引くような姿勢となるので、できるだけ小便器に近づけて取り付けるとし、高さは120cm程度とすること。横の手すりは、つかまりながら用を足すためのものであり、間隔60cm程度、高さは80cm程度とすること。

（5）男子用小便器を設ける場合は、小児等の利用に配慮し、1 以上を床置き式またはリップの高さが35cm以下のものとすること。

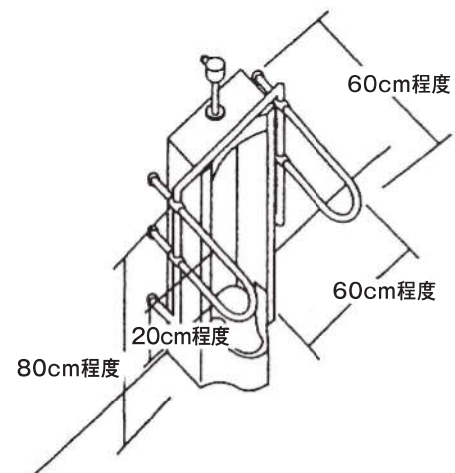
（6）男女別の表示、便所の位置等を分かりやすく表示すること。

《 参 考 図 》

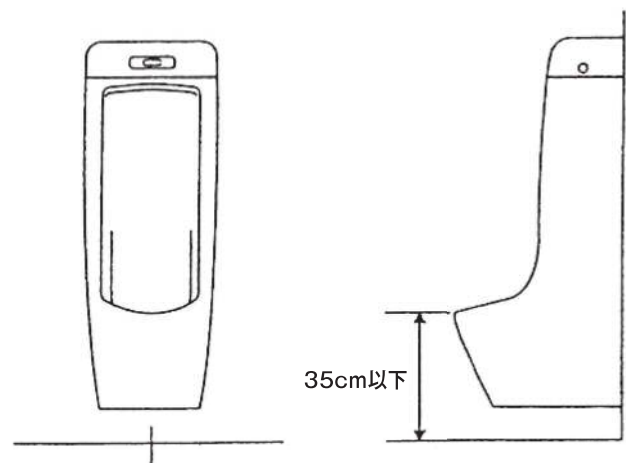
【図 8.1】 大便器の手すりの例



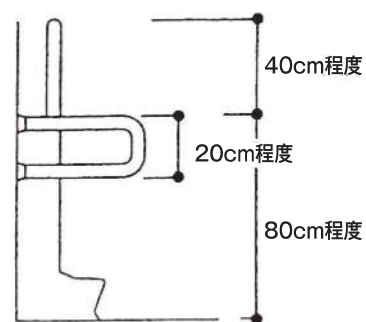
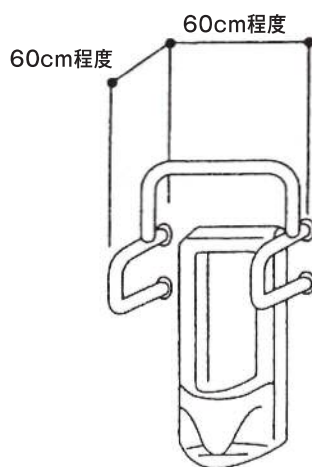
【図 8.2】 小便器の手すりの例



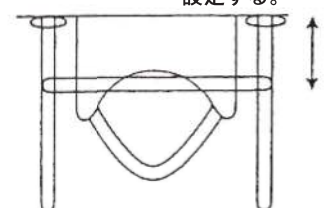
【図8.4】 壁掛式小便器（低リップ式）の例



【図 8.3】 床置き式小便器の例



正面の手すりは、
便器の厚さと
同程度になるよう
設定する。



必要とされる手すりの位置・形状は障害者の程度や種類によって様々であり
図に示す手摺は設置の一例である。